

平成 29 年 2 月
日本ローン債権市場協会 事務局

「シンジケートローン契約に関する手続のペーパーレス化に関する検討」
の公表について

国内のシンジケートローン実務において、エーエージェントから貸付人（参加行）宛に送付される書類には、以下のようなものがあります。

・エーエージェントの印鑑証明書 / 資格証明書 / 印鑑届、契約書原本等の保管証明書、一部貸付人に対する取引時確認報告書（以下、総称してエーエージェント交付書面といいます。）

国内市場において、年間で数千件のシンジケートローンが組成される中、エーエージェント交付書面については、個別契約における特段の指定がない場合でも、従前からの実務に基づき、紙媒体の原本が送付されていることが多い状況にあります。一方で、エーエージェント交付書面について原本でなく、写し（PDF）での送付を前提とした場合、取引コスト（エーエージェント側の郵送 / 事務コストや、貸付人側の保管 / 事務コスト）の削減や、調印スケジュール短縮の観点から、国内シンジケートローン市場全体の利益に資するものと、JSLA として考えております。

斯かる中で今般、エーエージェント交付書面が写しとなる場合の影響について、法的側面（当該書類の証拠としての取扱い等）から検討を実施し、森・濱田松本法律事務所にて、別添のメモランダムを作成頂いておりますので公表致します。

書類を受領する貸付人の行内（社内）規定上の整理や検討も必要と考えられるものの、ペーパーレス化が推進される社会において、シンジケートローン参加者全体に資する内容でもあり、本件における法的側面からの検討が、今後のシンジケートローン組成時の調印事務の利便性向上の一助となり、マーケットの更なる拡大、発展に繋がれば幸いです。

最後に、この場を借りまして、本検討にご協力を賜りました森・濱田松本法律事務所の佐藤正謙弁護士、青山大樹弁護士、岡成明希子弁護士に対して御礼申し上げます。

以 上